

# 小美玉市自治基本条例（条例案）逐条解説

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 市民（第5条－第7条）

第3章 市議会（第8条－第10条）

第4章 行政（第11条・第12条）

第5章 市政運営

第1節 運営の原則（第13条－第17条）

第2節 運営の管理（第18条－第22条）

第6章 その他（第23条－第25条）

附則

## 前文

私たちのまち小美玉市は、平成18年3月27日に小川町、美野里町及び玉里村が合併して、新たな第一歩を踏み出しました。市は茨城県のほぼ中央に位置し、南部は日本で第二位の広さを誇る霞ヶ浦に面する、水と緑ときれいな空気に恵まれた平坦な地域です。

私たちは豊かな自然を守り、歴史、伝統を継承し、市民がいきいきと輝き心豊かに暮らせるまち、快適で住みやすいまちづくりを目指します。

そのためには、私たち自身がまちづくりの主体であることを改めて認識し、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参画していくことが必要です。

私たちは、個人の尊厳と基本的人権が尊重され、自らの意思、行動と責任に基づいてまちづくりを行っていくことを自治の基本理念とし、情報共有、参画及び協働を基本原則として、市のあり方、市民のあり方、市政運営等の基本を定め、市民自治によるまちづくりを推進するため、ここに小美玉市自治基本条例を制定します。

## 【解説】

この条例は、本市のまちづくりにおける最も基本的かつ重要な事項を定めるとともに、本市の法体系における最高規範として位置づけられるものですので、その趣旨を明確にするため前文を設けました。この前文は本市の紹介、理想とするまちの姿、実現するための手段、基本理念及び条例制定の宣言の部分で構成されており、条例の目標や理念を分かりや

すく示しています。「個人の尊厳と基本的人権が尊重されること」「自らの意思、行動と責任に基づいてまちづくりを行っていくこと」を自治の基本理念に定めています。

「私たち」とは、第3条第1項第1号・第2号及び第3号に定める市民と市議会及び市を含めて「私たち」という表現を使っています。

「市民自治」とは市民が市政に参画し、その意思と責任に基づき市政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、小美玉市の自治の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市及び市議会の責務等、市政運営の原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

### 【説明】

この条例の目的は、市民自治によるまちづくりの実現です。

小美玉市の自治の基本原則を明らかにし、市民、市議会及び市が、どのようなことができ、またどのようなことをしなければならないのかを明らかにすることで市政への市民参画を推進するとともに、市民が自発的、自主的、主体的にまちづくりを行うことによって、地域課題の解決や市民福祉の向上の実現を図ります。

### (条例の位置づけ)

**第2条** この条例は、本市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例に最大限適合しなければならない。

### 【説明】

自治基本条例は、市の法体系の中では一つの条例に過ぎませんが、内容は、市の自治の基本を定めるものです。このため、自治の運営に関する他の条例等は、自治の最高規範としてのこの条例と整合を図るべきであることを定めます。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、または働く者、学ぶ者並びに市内において活動を行う企業やNPO法人、ボランティア団体をいう。
- (2) 市議会 小美玉市議会及び小美玉市議会議員をいう。
- (3) 市 地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する市の執行機関を含めた地方公共団体としての小美玉市をいう。
- (4) まちづくり 快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。
- (5) 協働 地域の課題の解決を図るため、それぞれの役割と責任のもとで、まちづくりのために共に考え、協力し、行動することをいう。

【説明】

- (1) 「市民」とは、地方自治法に定める「住民」(市内に住所を有する人で、外国人や、法人を含みます。)のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動など、さまざまな活動を行っている個人や団体をいいます。

自治に関する様々な活動には、市内の企業や学校、そこに通勤、通学する人たち、また、市民活動団体、そこで活動する人たちの協力も不可欠と考え、住民に限らず幅広く市民を定義しています。

- (2) 「市議会」とは、小美玉市議会及び市議会議員を指しています。
- (3) 「市」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する地方公共団体としての小美玉市の意味合いが強いため、市の執行機関を含めた地方公共団体としての小美玉市をいいます。

また、「執行機関」とは独自の執行権を有し担任する事務について自治体としての意思決定を自ら行い、外部に表示することができる機関をいいます。市の代表である市長と、市長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長等をいいます。

- (4) 快適な生活環境や地域社会の安心・安全に寄与する活動を幅広く「まちづくり」と定義付けています。

「まちづくり」とは都市基盤、生活環境、保健、福祉、産業、教育など全ての分野での公共的な活動をいいます。

- (5) 「協働」とは市民と市が暮らしやすい地域社会のための目的や解決すべき課題を共有して、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立ちながら、市政に協力し、行動していくことをいいます。

(基本原則)

第4条 市及び市民は、次に掲げる原則に基づき市政運営を行うこととする。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 市民参画のもとで市政が行われること。
- (3) 協働の原則 協働してまちづくりを行うこと。

【説明】

条例にもとづいて様々な施策を講じていく場合に、もっとも大事にしなければならないことを原則として掲げます。

- (1) 自治を推進するためには、市民、市議会及び市が情報を共有することが不可欠です。また、情報の共有は参加や協議を行う上での前提条件でもあります。
- (2) 市民参画のもとで市政を進めていきます。市民には市政の各過程に参画する権利を有しますので、市政に主体的にかかわる必要があります。
- (3) 市民及び市がそれぞれ協働してまちづくりに取り組みます。それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合いまちづくりに取り組んでいこうというものです。

## 第2章 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、安全で安心な生活を送る権利を有する。

- 2 市民は、市議会及び市の保有する情報を知る権利を有する。
- 3 市民は、市政運営に参画する権利を有する。

【説明】

市政運営において市民に保障されるべき権利を定めています。

第1項について

市民の権利として、最も基本的な安全で安心な生活を送る権利を確認する意味から規定しています。

第2項について

前項と同様に、市民自治の観点から非常に重要な権利です。情報の入手・共有なくして市民自治は成り立ちません。

第3項について

市民自治の推進という観点からすれば、参画は当然の権利として規定します。

(市民の責務)

第6条 市民は、自治の基本理念に基づき、まちづくりに取り組む責務を有する。

2 市民は、政策形成等に参画する際、自らの発言行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、次代を担う子どもたちの健全育成を図るため子どもたちが夢と希望をもって成長できるまちづくりを推進しなければならない。

4 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

【説明】

まちづくりを進める上での、市民の責務を定めています。

第1項について

「自治の基本理念」とは前文に記載されている「個人の尊厳と基本的人権が尊重され、自らの意思、行動と責任に基づいてまちづくりを行っていくこと」をいいます。

まちづくりの推進を図るために、市民は第5条のような権利を有していますが、それに対する責務も生まれてきます。

第2項について

市民自らが自治の担い手であるということを認識して、自己決定・自己責任の観点からも、自らの発言と行動に責任を持つことを責務として定めています。

第3項について

子どもの育成について、地域ぐるみでの協力体制づくりを行っていくなど、積極的に取り組まなければならないことを規定します。

まちづくりの原点は、人づくりです。子どもたちを見守り育てていく環境が重要であり、次代を担う青少年が、早い段階からまちづくりに参画していくことが人づくりにつながると考えられます。換言すれば、子どもの育成は、持続可能な高齢化社会に対処する1つの有力な手段であると考えられることも出来ます。

第4項について

市民は、信託した自治に対して税を納めるという義務を果たしたうえで、税の再配分として、適正な行政サービスの提供を受ける権利を有することを規定します。

(コミュニティ)

第7条 市は、協働のまちづくりを推進するため、コミュニティ活動の促進に必要な措置を講じなければならない。

2 市民は、地域住民の一員であるという認識のもと、幸福の実現のためコミュニティ活動に対して理解を深め、その活動に参加、協力しなければならない。

#### 【説明】

コミュニティとは地域住民が自主的に参加し、協力して住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集合体で、住みよいまちづくりを進めるうえで重要な基盤となります。

まちづくりの重要な役割を担い、協働のパートナーとなり、市民自治の基礎を築くものであるため、市はその活動を支援しなければなりません。しかし一方で、行政による過度の関与は、市民の自主性を損なうことから、必要に応じた適切な範囲での支援としなければなりません。これらを踏まえて、市内全域へのコミュニティ活動の浸透を図ります。

市民は、活動内容を広く周知するなど、地域コミュニティ活動への理解を深めるよう努力するとともに、各人が可能な範囲で協力し、参加するよう努めるものとします。

### 第3章 市議会

#### (市議会の権限)

**第8条 市議会は、市の議決機関であり、市政運営を監視し、政策の立案等を行う権限を有する。**

#### 【説明】

市議会には、地方自治法の定めるところにより、市政における重要な意思決定、市政に対するチェック機能、立法などの政策の立案、国等に対する意見表明などを行う権限がありますので、自治を担う上で重要な役割としてこれらを条例上に改めて定めています。

〈参考：議会の権限〉

- ・議決権（地方自治法第96条の議決事項として、条例の制定・改廃、予算の決定など15項目）
- ・選挙権（同法第97条・第103条・第182条）
- ・検閲・検査権及び監査請求権（同法第98条）
- ・意見書提出権（同法第99条）
- ・調査権（同法第100条）
- ・長の不信任議決権（同法第178条）など

(市議会の責務)

第9条 市議会は、市民からの信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、その機能を十分に果たすよう運営しなければならない。

2 市議会は、保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営を行わなければならない。

【説明】

市議会の基本的な責務を定めています。

市議会には前条の権限が付与されていることから、市民の信託に応え、その機能を十分に果たす責務があることを示します。

市議会の運営や活動内容については、市民にとって市議会をもっと身近なものにするため、市民との情報の共有化を図ることによって開かれた市議会を確立する必要があることを定めています。

(市議会議員の責務)

第10条 市議会議員は、自治の基本理念に基づき、市の総合的な発展を考慮し、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を遂行しなければならない。

【説明】

前条に定めた責務を市議会が果たすために、市議会議員は前文に規定されている自治の基本理念に基づいて職務を遂行することが求められています。

「自治の基本理念」とは前文に記載されている「個人の尊厳と基本的人権が尊重され、自らの意思、行動と責任に基づいてまちづくりを行っていくこと」をいいます。

## 第4章 行政

(市長の責務)

第11条 市長は、市の代表者として地方自治法に規定されている権限を行使し、市民の信託に応えるため公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市長は、全市民を対象にした協働のまちづくりを行わなければならない。

3 市長は、市政の基本方針、政策を明らかにし、効率的な市政運営に努めなければならない。

## 【説明】

市長の基本的な責務を定めています。

第1項は、市長には地方自治法で「市長の権限」として『統括代表権』や『事務の管理及び執行権』等の権限が付与されていることから、市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行する基本的な責務を示します。

第2項は、豊かで潤いのある地域社会の形成を図るため、全市民を対象とした協働によるまちづくりの推進に努めなければならないとするものです。また、第2項は第5条第3項の市民の市政運営に参画する権利を保障しています。

第3項の、「市政の基本方針、政策」とは毎年度議会で表明している「施政方針」を指し、議会での表明のみではなく、広報「おみたま」などを通じて市民に明らかにします。また、厳しい財政状況の中、市長は行財政運営の効率化を図り、本市を発展させる役割と責務がある旨を定めています。

### 〈参考：地方自治法 市長の権限〉

第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 1 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 2 予算を調整し、及びこれを執行すること。
- 3 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 4 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 5 会計を監督すること。
- 6 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 7 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 8 証書及び公文書類を保管すること。
- 9 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

### （職員の責務）

第12条 職員は、この条例に定める事項を自覚し、市民の視点に立って、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力向上に努めなければならない。

## 【説明】



職員の責務について定めています。

職員は、この条例に基づくまちづくりにおける責務を自覚し、まちづくりの主体である市民の視点に立って、職務を行う責務があることを規定しています。

最小の経費で最大の効果を挙げる市政運営を行うために、必要に応じて課の枠をこえ、横断的な対応ができるよう、職員に必要とされる知識や技術を幅広く習得し、政策形成能力や調整能力などの向上を図ることを定めています。

## 第5章 市政運営

### 第1節 運営の原則

#### (総合計画)

第13条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、基本構想及びその実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定しなければならない。

2 市は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

#### 【説明】

地方自治法第2条第4項で、市町村は総合計画を策定しこれに即して事務処理を行うよう定められていますが、これを受けて本市の施策、事務事業は総合計画を基に行うことをこの条例で定めています。

また、総合計画の施策及びこれに基づく事務事業の適切な進行管理を行うために必要な行政評価制度などの実施を定めています。

#### (財政)

第14条 市は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画に基づき、健全で持続可能な財政運営を行うよう努めなければならない。

2 市は、財政状況に係る情報、予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。

#### 【説明】

財政については、まず、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画に基づいて、健全で、持続的な運営を行わなければならないこととします。

第2項は地方自治法第243条の3の規定により、条例で定めるところにより、予算執行状況、財産、地方債、一時借入金現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければ

ならないこととされていることを受けたものです。また財政状況は、市政運営の基本指標であることと、市民側からの監視という側面があることから、これを市民に分かりやすく公表しなければなりません。

**(情報共有等)**

**第 15 条** 市は、市民の知る権利を保障し、市政に関する情報の公開に努めなければならない。

**2** 市民は、まちづくりに関する情報を積極的に提供し、情報共有によるまちづくりに努めなければならない。

**【説明】**

第 5 条 2 項で規定している「市民の知る権利」を保障するとともに、同条 3 項で規定する「市政運営に参加する権利」を行使するうえでの前提条件となるものです。

これまでは市と議会が保有する情報の公開や、保護すべき個人情報などについて、それぞれ条例を制定して運用してきましたが、この条例ではまちづくりを行ううえで必要な情報は、市側が提供するのとは勿論のこと、市民が保有する情報も提供していただき、情報の共有化を図り、まちづくりを進めようとするものです。また、市政運営の透明性の確保を図るためにも、大変重要な規定です。

情報公開に関し、より詳細な規定は「小美玉市情報公開条例」に委ねます。

**(個人情報保護)**

**第 16 条** 市は、保有する個人情報について必要な措置を講じなければならない。

**【説明】**

市政に関する情報の取り扱いについて、情報公開とともに市と市議会の重要な責務である個人情報保護について定めています。

市には市政に関する情報を積極的に公開する責務がある一方で、プライバシーなど秘密事項として守らなければならない個人情報については、絶対に外へ漏れることが無いよう厳重に管理し、責任を持って保護しなければならない責務があります。

個人情報保護に関し、より詳細な規定は「小美玉市個人情報保護条例」に委ねます。

(行政手続)

第 17 条 市は、市民の権利利益の保護に資するため、行政手続に関し、共通する事項を定めることによって、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

【説明】

行政手続の明確化を行う必要があることを規定しています。行政手続の明確化により、市政運営の公正の確保と、透明性の向上につながり、信頼性の高い市政を実現することができます。

行政手続に関し、より詳細な規定は「小美玉市行政手続条例」に委ねます。

## 第 2 節 運営の管理

(説明責任)

第 18 条 市は、政策の実施状況や評価について、市民に説明しなければならない。  
2 市は、市民からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、速やかに且つ誠実に応えるよう努めなければならない。

【説明】

市政に関する政策の市民への説明責任について規定しています。従来は政策に関する説明が市民に十分に行われていない、という批判もありましたが、今後協働によるまちづくりを進めるうえでも、市が行う政策に関しては市民が十分理解できるような説明が必要になります。

市政に関する市民の質問や意見などに対し、市は速やかに応答する責任があることを定めています。

(危機管理)

第 19 条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命、財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

【説明】

市民の身体・生命等の安全性の確保は、行政の基本的かつ重要な役割であることを自治基本条例に定めることによって明らかにしています。

市は小美玉市地域防災計画を策定し、避難場所等の周知徹底や、情報の正確迅速な伝達方法の確立に努め、幼児や高齢者、障がい者などいわゆる災害弱者への対応などを行います。

市民は避難場所の確認や防災訓練の実施、地域のつながりを密にするなど、市民・事業者等・行政がそれぞれの役割を担い連携を図りながら、社会全体の危機管理体制の強化を図ることを定めています。

また、市は武力攻撃による災害への対処に関しては、小美玉市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部を設置し、市民の生命・身体及び財産の保護に努めることを定めています。

**(協働)**

第 20 条 市及び市民は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する協働を推進するにあたり、市民の自発的な活動を支援するよう努めなければならない。この場合において、市の支援は市民の自主性を損なうものであってはならない。

**【説明】**

市民及び市が協働してまちづくりを行うことを規定しています。市民及び市は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため協働するよう努めます。また第 3 条で規定しているとおり企業や NPO 法人、ボランティア団体を市民として位置づけ、各イベント等への積極的な参加を促します。

市民協働を推進する行動計画として「小美玉市市民協働推進プログラム」を策定し、市民と行政が対等な立場で、お互いに良きパートナーとして役割を分担し、地域社会の発展に向けて取り組んでいきます。

**(男女共同参画)**

第 21 条 まちづくりへの参画は男女の平等を基本とし、共同で参画することを原則としなければならない。

**【説明】**

男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければなりません。現在、男女共同参画社会の実現に向けての施策が推進されておりますが、附属機関の委員

などに女性が少ないこと等、現状ではまだまだ充分ではないことを踏まえて条例の中に「男女共同参画」を位置づけ、特に強調しています。

男女共同参画に関し、より詳細な規定は別に条例を制定し定めることとします。

(パブリックコメント)

第 22 条 市は、重要な事案等の策定にあたり、公正の確保と透明性の向上を図るため、事前に案を公表し、市民から提出された意見を考慮して、意思決定をしなければならない。

【説明】

この条文は、市民等の市民参加の一手段として、重要な事案等（条例・計画・憲章・宣言等）を策定する際は、案を公表し、この案に対し、意見を述べる機会を設けなければならないことを規定したものです。

パブリックコメントとは重要な事案等の策定に際し、案を公表し、それに対する意見や情報を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して意思を決定するとともに、その意見に対する考え方等を公表することをいいます。

パブリックコメントを実施する目的は、意思決定過程での市民参加の機会の拡大と公正の確保及び透明性の向上を図り、これにより市民との協働による市政を進めることにあります。

パブリックコメントの実施方法については、規則等を制定して行うこととします。

## 第 6 章 その他

(国、茨城県及び関係地方公共団体等との連携)

第 23 条 市は、国、茨城県及び関係地方公共団体等と相互に連携を図りながら適切に対処するよう努めなければならない。

【説明】

この条文は、小美玉市が国・県及び市町村と協力し、適切な役割分担を行うことで自立した地方自治を確立することと、これらに加え、海外の自治体及び民間団体等との連携・協力による広域的課題の解決が必要であることを規定しています。

(市民の日)

第 24 条 市は、市民が市の歴史を知り自治の意識を高め、まちづくりの主体であることを確認する日として市民の日を設ける。

【説明】

郷土の歴史を振り返り、「ふるさと小美玉市」について愛着と理解を深め、より豊かで魅力ある小美玉市を将来にわたって築きあげることがを期する日として、市民の日を設けます。小美玉市民の日の制定について、より詳細な規定は別に定めることとします。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

条例の施行に関し、必要となる規則等を、市長が別に定められるように設けています。

附則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

【説明】

この条例は、市における自治の基本を定めるものであり、内容もこれまでの市の自治を踏まえたものですが、条例の内容についての周知の徹底など準備期間をとっています。